

新 旧 対 照 表

旧	新
<p>(会議)</p> <p>第3条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 審議会は、委員及び議事に関係ある特別委員のそれぞれ過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(会議)</p> <p>第3条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 審議会は、委員及び議事に関係ある特別委員のそれぞれの過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 委員は、事故その他やむを得ない理由により審議会の会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。</p>

